

議案第19号

久喜市しょうぶ会館条例の一部を改正する条例

久喜市しょうぶ会館条例(平成22年久喜市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「日曜日」を「金曜日」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「前項」を「前条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市しょうぶ会館の休館日を改め、利用対象者の規定を削除したいので、この案を提出するものであります。